



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 監査委員告示

○秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程(二) ……1

## 監査委員会告示

### 秋田県監査委員告示第二号

秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年四月一日

秋田県監査委員

### 秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員処務規程(昭和四十二年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削る。

第五条中「の各号」を削り、同条第三号中「委託して」を「行わせて」に、「管理の委託に係るもの」を「管理に係る」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

(8) 健全化判断比率等の審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項について行う。

第九条に次の一号を加える。

(8) 健全化判断比率等の審査 知事から当該審査に必要な書類の提出があったとき。

### 附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄